

## 改正フロン法（フロン排出抑制法）が施行されます。

業務用の冷凍冷蔵空調機器（第一種特定製品）に冷媒として使用されているフロン類については、オゾン層の破壊と地球温暖化防止のため、大気中への排出抑制が必要です。

このたび、根拠法の改正（平成25年6月公布）により、**フロン類のライフサイクル全般にわたる包括的な対策へ**と見直され、**平成27年4月から施行される予定**です。

改正法では、新たに第一種特定製品の管理者にも、簡易点検や定期点検（一定規模以上機器）の実施や漏洩量（一定量以上）の報告が義務付けられます。

### 改正の主な内容

**法の施行日＝平成27年4月1日の予定です。**

#### ○管理者の役割

- ・**機器の点検**：簡易点検（全ての機器）と定期点検（一定規模以上）の実施（国が定める管理基準に沿って実施）
- ・**繰り返し充填の禁止**：フロン類の漏洩箇所がある場合、修理しないままの充填は原則禁止
- ・**点検履歴の保存・開示**：機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の状況を記録・保存。機器整備業者の求めがあれば呈示
- ・**漏洩時の報告**：管理する機器から一定量以上のフロン類の漏洩が生じた場合、漏洩量を国に報告

#### ○充填業者の登録

- ・**委託充填**：機器整備時にフロン類の充填を委託する場合は、充填業者（第一種フロン類充填回収業者）の登録を受けた業者への委託が必要
- ・**自己充填**：機器整備時にフロン類充填を管理者が自ら行う場合は、管理者自身の充填業者（第一種フロン類充填回収業者）登録が必要

- 充填証明書・回収証明書の発行**：充填業者がフロン類の充填・回収を行った場合は、第一種特定製品の管理者に、充填証明書・回収証明書を交付（管理者は、証明書を保管し、機器整備業者の求めにより呈示）

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器のユーザーは、定期点検の実施、フロン類漏洩時の適切な措置、フロン類充填量の把握など、機器の管理やフロン類の排出抑制に、今まで以上に留意することが必要です。



お問合せ先

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

TEL 099-286-2594（直通） FAX 099-286-5545

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/furon/index.html>

業務用の冷凍冷蔵空調機器（第一種特定製品）の

# 点検のポイント

平成27年4月1日から、業務用エアコン・冷蔵冷凍機器について、適切な場所への設置や使用環境維持保全、点検の実施が、**機器管理者に義務づけられます！**

## ○すべての機器の設置状況を確認しましょう。

- ・周囲の他の設備による影響を受けない箇所への設置
- ・周囲に点検及び修理を行う作業空間や通路の確保
- ・凝縮器，熱交換機，排水受けの定期的な清掃等の実施 など

## ○すべての機器は、3か月に1度以上，自身で簡易点検をしましょう。

- ・目視による点検（外観の損傷，摩耗，腐食，さび，油漏れ，熱交換機の霜付の有無）
- ・冷凍冷蔵室の温度の確認
- ・異常音の有無の確認 など

## ○大型機器の管理者は、年1回以上，専門家に点検を依頼しましょう。

第一種特定製品の種類	第一種特定製品の区分	定期点検の頻度
エアコン	圧縮機の出力が7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
エアコン	圧縮機の出力が50kW以上	1年に1回以上
冷蔵・冷凍機器	圧縮機の出力が7.5kW以上	1年に1回以上

専門家：冷凍空調機器に関し、十分な知見を有する者  
（冷媒フロン類取扱技術者，高圧ガス保安責任者（冷凍機械）など）

## ○フロン類を充填するときは・・・

- ・点検や修理をしないまま，フロン類を充填することはできません。
- ・漏えい・故障がある場合は，機器の修理後にフロン類を充填することが原則です。
- ・事業者全体でフロン類の算定漏えい量が，1,000 CO<sub>2</sub>トン以上（各年度）の場合，国（事業所管大臣）への報告が必要です。

## ○機器の点検・修理，フロン類の充填の内容は，記録簿に記載しましょう。 すべての機器ごとに整備記録簿を作成してください。



お問合せ先

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

TEL 099-286-2594（直通） FAX 099-286-5545

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/furon/index.html>